

報告第6号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和4年6月7日提出

沼田市長 星野 稔

第6号

専 決 処 分 書

沼田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

沼田市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

上記、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年3月31日

沼田市長 横山 公一

## 沼田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

沼田市国民健康保険税条例（昭和34年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第3項中「同条中」を「同項中」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の沼田市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。